

議案第67号

ふるさと南丹応援基金条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和7年8月26日提出

南丹市長 西村 良平

ふるさと南丹応援基金条例の一部を改正する条例

ふるさと南丹応援基金条例（平成27年南丹市条例第2号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後（案）
<p>（設置）</p> <p>第1条 南丹市のまちづくりを応援する<u>人々</u> _____からの寄附金（以下「寄附金」という。）を活用し、<u>地域の活性化</u>を推進するため、ふるさと南丹応援基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 南丹市のまちづくりを応援する<u>個人又は法人</u>からの寄附金（以下「寄附金」という。）を活用し、<u>次に掲げる事業</u>を推進するため、ふるさと南丹応援基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(1) <u>地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として行う事業</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、地域の活性化に資する事業</u></p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。